

令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務仕様書
(案)

福島県林業研究センター

1 派遣労働者が従事する業務内容

当該派遣職員の主な業務内容は以下のとおりとする。ただし、福島県林業研究センター（以下、「センター」という。）の指揮命令者より本業務に付随若しくは関係する業務を命じられた場合はそれに対応することとする。なお、以下に記載する業務内容はあくまで主な業務内容であり、詳細な業務内容についてはセンターの指揮命令者の指示によるものとする。

(1) モニタリング分析補助業務

- 県内の農林事務所等から搬入された特用林産物等の検体について、搬入リストにより、検体数、試料番号と品目の照合及び重量等の確認をする。内容に疑義等がある場合は、センター職員（以下「職員」という。）から必要な指示を受けるものとする。
- 分析に必要な検体の前処理とは計量、粉碎、乾燥、調整、袋詰め等であり、職員の指示により必要な処理を行う。また、ゲルマニウム半導体検出器用検体の分別、保冷库への保管を行う。
- 職員の指導のもと簡易測定器3台（NaIシンチレーションスペクトロメーター）による分析の補助を行う。
- 毎日の分析前後に測定機器の点検及び①塩化カリウム（K-40）によるエネルギー校正②超低濃度天然ウラン（月1回程度）によるエネルギー校正を職員の指導のもと行う。
- 簡易測定器へ指定の検査容器に入れた検体をセットし、測定に必要なデータを付属のパソコンから入力する。
- 測定時間は原則15分（終了時にアラームが鳴る。）とし、測定完了後、分析結果を印刷する。
- 印刷された分析結果をもとにセンターのパソコン端末から、搬入日毎に作成されるExcelの調査ファイル（以下「総量調査表」という。）にデータを入力する。
- きのこと、山菜等で職員から指示のあるものについては、優先して測定を行いデータの輸入は当日の午前中に測定を終えたものについては正午までに、また、午後に測定したものは16時までには入力を終えるものとする。
- 測定により出力された資料の整理は、搬入リストの日付け毎に行うものとし、資材等において乾燥重量の入力が必要なものについては、原則として翌日午前中に測定し総量調査表にデータを入力する。
- 野生きのこ等で、指定した品目の搬入があった場合は、職員の指示のもと鑑定の準備をし、必要に応じて職員から貸与されたデジタルカメラで写真撮影するもの

とする。

- 測定を終えた検体は搬入日毎に仕分けし、きのこ、山菜等にあつては保冷库、その他のものについては指定された保管場所に運搬する。
- 測定に使用したマリネリ、シャーレ（以下「容器等」という。）は測定の合間等の時間に流し場において洗剤を用いて洗浄する。また、洗浄後の容器等は自然乾燥させ指定の場所に保管するものとする。
- 分析室、流し場は毎日清掃するものとし、資材、検体の保管施設の整理整頓を定期的に行うものとする。

（2）資材等の乾燥重量測定業務

- 搬送リストのうち、きのこ生産資材や薪等で乾燥重量（以下「乾重」という。）を測定する必要があるものについては、農林事務所等で直接搬入されるもの等を除き、以下の手順により測定を行う。
- 乾重測定用に小分けされた検体の試料番号を搬送リストにより照合、あらかじめ必要な数量のシャーレを用意し①試料番号をシャーレの上蓋に記載しておく。②シャーレの重量を電子天秤で測定し含水率測定表（以下「測定表」という。）に記載する。③蓋を開けたシャーレに検体原則として10g以上12g以内程度入れる。ただし比重の小さい試料については必要に応じて重量を増加するものとする。④シャーレの蓋を戻した状態で全体の重量を測定し測定表に記載する。⑤恒温器（105℃に設定してることを確認）の棚に検体を入れたシャーレを蓋半分程度開けた状態で並べる。⑥指定の時間経過後に恒温器内でシャーレの蓋を戻し、取り出したシャーレの全体重量を④と同様に測定する。
- 測定表のデータは搬入日毎の総量調査表に入力する。

（3）農業総合センターへの運搬業務

- ゲルマニウム半導体検出器で測定する指定された検体については、原則週2回、派遣元が準備した自動車により指定時間までに福島県農業総合センターに運搬する。（概算往復距離：34km、最大運搬数量：運搬用段ボール箱6箱程度）
- 農業総合センターに運搬した検体は、林業振興課の職員及び農業総合センターの職員（以下「職員等」という。）の指導のもと袋詰めを行うものとする。また、必要に応じて職員から貸与されたデジタルカメラを用い、検体毎に写真を撮影するものとする。
- 運搬した検体のうち、職員等から指示を受けて返却又は使用しなかった予備の検体はセンターに持ち帰り、職員の指示により所定の場所に保管又は廃棄する。
- 運搬時及び農業総合センター等において電話による連絡事項が生じた場合は、派遣元が準備した携帯電話等により連絡を行うものとする。

(4) 非破壊検査機器による測定業務

- 県内の農林事務所等から搬入された野生山菜及び野生きのこの検体(以下「検体」という)について、搬入リストにより、検体数、試料番号と品目の照合及び重量等の確認をする。内容に疑義等がある場合は、職員から必要な指示を受けるものとする。
- センターに搬入された検体について、目視により確認できる落ち葉や土壌等の異物を刷毛やピンセット等により除去するものとする。また、石づき等に付着して除去できない場合は当該部分をナイフ等で当該部分を切除する。なお、測定に適さないと判断された検体については、職員の指示のもとこれを処分するものとする。
- 2機種ある非破壊検査機器(以下「測定器」という)について、毎日測定前に測定器毎に必要な校正作業を行うものとする。また、これに必要な手順及び測定方法については別途職員から指示を受けること。
- 検体の測定の前に検体の形状が判るように卓上に置いた状態で上部及び正面からデジタルカメラで写真を撮影する。
- 測定器での測定は同一検体を測定器毎に複数回行うものとし、紙ベースで出力された測定結果を別途用意された Excel のシート (以下「データシート」という) にパソコンでデータ入力を行う。また、データ入力に間違いがないか測定結果とデータシートの照合を複数人で行うものとする。
- 測定が終了した検体はゲルマニウム半導体検出器で再検査するため、別途指示により試料番号の付与、ビニール袋への袋詰め等を行い指定された場所に保管する。

(5) その他雑務

- 職員の指示により農林事務所等に容器を発送する場合は、必要な個数を取りまとめるものとする。また、宅配便を利用する場合は、必要な梱包及び伝票を作成し発送の手続きを行うものとする。
- 測定を終えた検体については、おおむね1週間を目途に廃棄するものとし、基準を超える放射線量を有する検体は一時保管のため指定した場所へ運搬する。
- 分析室、洗い場、資材等保管場所等については、定期的(週1回程度)に清掃を行う。

2 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度 役職を有さない(部下なし)。

3 派遣労働者の勤務場所

郡山市安積町成田字西島坂 1

福島県林業研究センター

電話番号：024-945-5973

4 組織単位

福島県林業研究センター企画研修部

5 派遣労働者を直接指揮命令する者

福島県林業研究センター 企画研修部 職・氏名

※契約締結後に記載

6 派遣労働者の就業日

月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日の間を除く。

7 労働者派遣の期間及び人数並びに運搬予定回数

(1) 派遣の期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

(2) 派遣の人数

(単位) 日数：[日]、総人数：[人・日]、運搬回数：[回]

月(8年度)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
総日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
出勤日	21	18	22	22	20	19	21	19	20	19	18	22	241
人員	3	3	2	2	2	4	4	4	2	2	2	2	
総人数	63	54	44	44	40	76	84	76	40	38	36	44	639
運搬回数	12	11	9	9	7	12	13	7	8	8	7	9	112

※運搬日は原則として毎週指定された曜日になるが、指定日の変更等により月別の運搬回数が増減する場合がある。

運搬場所：福島県農業総合センター（郡山市日和田町高倉字下中道 116）

センターからの概算往復距離 34km

8 派遣労働者の開始及び終了の時間並びに休憩時間

8 時 30 分から 17 時 15 分（休憩時間 12 時 00 分から 13 時 00 分）

※ 1 日の休憩を除く勤務時間：7 時間 45 分

（延勤務時間：7 時間 45 分 × 639 人 = 4952.25 時間）

9 派遣労働者の安全及び衛生の確保に関する事項

- (1) 派遣先（甲とする。以下同じ）及び派遣元（乙とする。以下同じ）は、労働安全衛生法等に定める諸規定を遵守し、派遣労働者の安全衛生等の確保に努めるものとする。
- (2) 乙は、労働安全衛生法に定める雇入れ時の安全衛生教育を行った上、甲に派遣しなければならない。

10 派遣者に求められる資格及び事項等

- (1) 放射線業務従事者のための教育訓練講習会又は、放射線・除染講習会等を受講していることが望ましい。
- (2) ゲルマニウム半導体検出器、NaI ガンマ線スペクトロメーター等の分析装置の使用経験があると望ましい。
- (3) 手先の細かい作業が可能であること。
- (4) 電子天秤等の化学機器の基本的な操作経験があること。
- (5) Excel 表計算処理技能認定試験 3級の資格を有する又は、同程度の操作ができること。
- (6) コンピューターネットワークにおける情報セキュリティ対策について理解し厳守できること。
- (7) きのこと、山菜等について知識があることが望ましい。

11 本契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

- (1) 甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申し入れを行うこととする。
- (2) 甲及び乙は、本契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責めに帰すべき事由によらない契約の解除を行った場合には、当該派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。
- (3) 甲は、甲の責めに帰すべき事由により本契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには本契約の解除を行おうとする日の 30 日前までに乙に対し、その旨の予告を行うこととする。当該予告を行わない場合には、甲は当該労働者の 30 日以上平均賃金に相当する額を損害賠償額として支払うこととする。甲が予告をした日と本契約の解除を行おうとする日の間の期間が 30 日に満たない場合には、派遣労働者の当該予告の日と本契約の解除を行おうとする日の 30 日前の日との間の期間の日数分以上の平均賃金に相当する額についての損害賠償を行うこととする。

- (4) その他甲は乙と十分に協議した上で、適切な方策を講ずることとする。
- (5) 甲は、本契約の契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

12 派遣元（乙）責任者及び派遣先（甲）責任者に関する事項

- (1) 派遣先責任者（甲）福島県林業研究センター 企画研修部
企画研修部長 氏名
(連絡先：024 - 945 - 5973)

- (2) 派遣元責任者（乙）株式会社〇〇〇〇〇〇
職・氏名
(連絡先：_____)
※契約締結後に記載

13 守秘義務の遵守

- (1) 派遣元及び派遣労働者は、本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を漏洩してはならない。
- (2) 派遣元は、派遣労働者に対し守秘義務を周知し、遵守状況の監督その他必要な監督を行うものとする。

14 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

甲は、本契約の終了後、当該派遣労働者を雇用しようとする場合は、事前にその旨を乙に通知するものとする。

15 労使協定方式の限定に関する取扱

派遣労働者を労使協定方式の対象となる派遣労働者に限定するか否かについては限定しない。

16 派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与に関する事項

甲は、派遣労働者に対し、甲の職員が通常利用する施設又は設備について、利用することができるよう便宜供与することとする。ただし、雨具、防寒着、作業靴等専ら派遣労働者個人に供するものは乙が負担する。

17 派遣労働者からの苦情の処理に関する事項

- (1) 派遣労働者から苦情の申し出を甲が受けた場合は派遣先責任者が、乙が受けた場合は派遣元責任者が当該苦情を適切かつ迅速に解決し、その結果を必ず派遣労働者に通

知する。

- (2) 甲及び乙は、派遣労働者から苦情の申出があった場合には、互いに協力して迅速な解決に努めるものとする。

18 派遣労働者の限定

派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定するか否かについては限定しない。

19 提出書類

派遣元は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類をセンターの指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 着手届（別記第 1 号様式）
- (2) 完了報告書（別記第 2 号様式）
- (3) 実績報告書（別記第 3 号様式）

契約書第 28 条第 2 項に定める実績報告書については別記第 3 号様式に派遣業務に係る日報を添付し、毎月の派遣業務の終了後速やかに提出すること。

- (4) その他センターが必要と認める書類

20 暴力団排除条項を確認するための書類

契約書第 23 条第 1 項第 4 号を確認するため、次の書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（別記第 4 号様式）
- (2) 役員一覧（別記第 5 号様式）

21 その他

- (1) 派遣労働者について、病気休業等により業務の履行が不可能となる場合、若しくは当該派遣労働者の過失による事故等及び当該労働者の資質に起因し業務が不可能とセンターが予期できる場合は、センターの指示により上記 10 に記載する同等技能を有した別の派遣労働者に変更を可能とする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項に関しては、別途協議のうえ決定する。
- (3) 業務の中に生産者情報や検体提供者等に関する個人情報取扱事務が含まれるため、乙及び派遣労働者は、業務の履行に関して取り扱う機密情報及び個人情報について、個人情報保護法、福島県情報セキュリティポリシーその他必要な法令及び県の規程等を遵守するとともに、別記個人情報取扱特記事項に従わなければならない。

着 手 届

令和 年 月 日

福島県林業研究センター所長 様

派遣元 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で契約を締結した下記の業務については、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

- 1 業務名 令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務

- 2 契約期間 着 手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

- 3 派遣元責任者
 - (1) 職氏名
 - (2) 連絡先

完了報告書

令和 年 月 日

福島県林業研究センター所長 様

派遣元 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で契約を締結した下記の業務については、令和 年 月 日完了しましたので、報告します。

記

- 1 業務名 令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務
- 2 契約期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

実績報告書

令和 年 月 日

福島県林業研究センター所長 様

派遣元 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付けで契約を締結した「令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務」の実績について、下記のとおり提出します。

記

1 実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

2 派遣延べ時間

時間/年 （ 時間/当月）

3 実施内容

「派遣業務日報」のとおり

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県林業研究センター所長 様

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - （5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- 2 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて福島県の信用を毀損し、又は福島県の業務を妨害する行為

- 3 私は、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。

- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

記入日 令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名又は
個人事業主の氏名

別記

(特定個人情報を含む) 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととするとともに、当該従業者に特定個人情報の保護に関する研修等を行うなど、適切な教育を施すものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第19条各号（第8号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」等に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲より特定個人情報の取扱いの委託を受けた場合、業務に関して知り得た特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために法、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」及び「同ガイドライン（別添1）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等編）」の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業

者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報(特定個人情報を除く。次項において同じ。)を取り扱う部分(以下「個人情報取扱事務」という。)について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないように厳重に保管しなければならない。

4 乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しをする場合又は災害発生時その他の緊急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報(特定個人情報を含む)の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

3 前項の場合において、甲が「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」及び「同ガイドライン(別添2)特定個人情報の漏えい等に関する報告等(行政機関等編)」等に基づき必要な措置を講ずる場合には、乙は、甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が求める場合には定期的に報告をしなければ

ばならない。

3 特定個人情報の管理状況等の調査については、甲は第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査を行うことができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

